

光明子七七日写経をめぐる一、二の問題

宮 崎 健 司

はじめに

天平宝字四年(七六〇)六月七日、光明子は六十年の生涯を終えた。光明子は、いうまでもなく人臣としてはじめて皇后となり、夫聖武の在世時から諸施策、ことに仏教政策に深く関わったと考えられ、その死後は娘孝謙の後見として、さらに藤原仲麻呂政権における後盾として隠然たる影響力をもった人物である。光明子の七七日にあたる天平宝字四年七月二十六日の『続日本紀』には次のような記事を載せている。

癸丑、設_レ皇太后七々齋於東大寺并京師諸小寺、其天下諸国、毎_レ国奉_レ造_レ阿弥陀浄土画像、仍計_レ国内見僧尼、写_レ称讚浄土經、各於_レ国分金光明寺_レ礼拝供養、

これによれば、光明子の七七日の齋会が、平城京では東大寺をはじめ諸寺で、諸国でも国分寺において行なわれたことがわかる。さらに天下諸国では国毎に阿弥陀浄土画像が制作され、国内の僧尼の総計数の『称讚浄土經』が書写されたことも知られる。一方、平城京ではどうであったのだろうか。『続日本紀』の記事には明記はないが、同様な造仏・写経がなされたことは想像される。そして事実、造東大寺司写経所においても七七日に関わると考えられる『称讚浄土經』の書写(以下、「七七日写経」と呼ぶ)が見受けられ、すでにこれについての研究も公にされている。

上述の阿弥陀浄土画像制作と『称讚浄土經』書写という事実は、光明子一周忌が法華寺西南隅に造立された阿弥陀浄土院において催されたこととあわせて、奈良時代の阿弥

陀信仰を考える上で興味深い事実と考える。そこで本稿では、七七日写経の様子を先行研究によりながら素描し、それをめぐる問題について考え、奈良時代の阿弥陀信仰を考える前提としたい。

一 関係史料の整理

光明子七七日写経に関わる史料は正倉院文書の中に比較的多く存在するが、それらを原則として日付順に一覧にしたものが表1である。^④以下、それぞれの史料について概観することにした。

A 御願経奉写等雑文案

本史料は続々修18帙6巻に収められているもので、天平宝字四年に写経所で作成された雑文案帳である。その復元・性格については、山本幸男氏によって明らかにされている。氏によれば、原状は一部欠損は推定されるもののほぼ原形と考えられ、天平宝字四年二月頃より記されはじめ九月末頃まで書き継がれたが、長大な巻物になって取り扱いが不便となったため、その後は新しい雑文案帳を作成、記入するようになり、その頃をもって書き終えられたとされている。なお七七日写経に関係ある文書を、巻子の書き

継ぎ順によらず基本的に日付順に掲げたのが①～②^⑤である。①は写経所が現に保有する種々物を列記したものの。膠を七七日写経経軸の継料に使用したことを記す。日付が四月十五日と光明子死去以前であるので、のちの加筆と考えられる。

②は文部(式部)省^⑤ほかよりの出向者(経師・校生・裝潢)の参向を記すもの。六月十一日の日付から関連史料と推定される。経師六十六人、裝潢四人、校生十人が所々より出向したことがわかる。

③は造東大寺司が中宮職に舍人一人を雑使として請求したものの。六月十七日の日付と「奉造写 御願仏経」の記載から関連史料と推定される。なお後者の記載は、山本氏も指摘されるように写経のみでなく造仏も行なわれたことを推定させる。

④は習書かと思われるが、「奉造経仏像所解」とのみ記す。③の記載と共に、写経のみでなく造仏もなされたため、事業プロジェクトが上記のようにも呼ばれたのであろう。

⑤は写経所が大和国写経所に『称讚浄土経』十巻を奉請したものの。なおしと関連する。

⑥は④と同じ「奉造経仏像所」が仕丁の拭布等料の布を請求したものの。仕丁二十三人が従事したことがわかる。

表1 光明子七七日写経関係史料

日付	史料名	備考	出典	
天平宝字 4・4・15	経所見物文案	膠を称讃経軸継料に使用	14-383~	続々18ノ6 A①
天平宝字 4・6・8	文部省経師歴名	文部省からの出向者歴名	14-347~	続々37ノ9裏 B
天平宝字 4・6・9	大安寺三綱牒	底本の借用	4-418~	続別11 C
天平宝字 4・6・9	元興寺三綱牒	底本の借用	4-419~	続別11 D
天平宝字 4・6?・10	坤宮官舎人葛木男足状	校生の貢上	4-459	続別47 E
天平宝字 4・6・11	東寺写経所移案	出向者の報告	14-397~	続々18ノ6 A②
天平宝字 4・6・17	造東大寺司移案	雑使舎人の請求	14-399~	続々18ノ6 A③
天平宝字 4・6?	奉造経佛像所解	習書	14-401	続々18ノ6 A④
天平宝字 4・6・17	東大寺奉写経所移案	称讃浄土経の奉請	14-399~	続々18ノ6 A⑤
天平宝字 4・6・19	奉造経佛像所解案	仕丁布料の請求	14-402~	続々18ノ6 A⑥
天平宝字 4・6・24	阿弥陀浄土奉請文案	浄土図(六幅)を内裏に奉請	14-403	続々18ノ6 A⑦
天平宝字 4・6・25	奉写備讃経所解案	110人料の器物不足分の請求	14-403~	続々18ノ6 A⑧
天平宝字 4・6・25	経所解案	仕丁6月上日報告および7月粮の請求	14-404	続々18ノ6 A⑨
天平宝字 4・6・25	経所牒案	仕丁6月上日の報告	14-406	続々18ノ6 A⑩
天平宝字 4・6・27	東寺司牒案	称讃浄土経の奉請	14-404~	続々18ノ6 A⑪
天平宝字 4・6・27	経所解案	6月雇人功銭の請求	14-407	続々18ノ6 A⑫
天平宝字 4・7・11	東寺奉写経所解案	布の返上	14-408	続々18ノ6 A⑬
天平宝字 4・7・11	東寺写経所解案	称讃浄土経書写事業の布施請求	14-409~	続々18ノ6 A⑭
天平宝字 4・7・12	造東大寺司牒案	ロク工2人の請求	14-408~	続々18ノ6 A⑮
天平宝字 4・7・14	東寺写称讃浄土経所請紙文案	料紙の請求	14-411	続々18ノ6 A⑯
天平宝字 4・7・20	東寺経所移案	上日の報告	14-411~	続々18ノ6 A⑰
天平宝字 4・7・21	供奉校生舎人歴名	校生2人を貢上	14-359	続々3ノ4裏 F
天平宝字 4・7・22	校生歴名	校生4人を貢上	14-359	続々3ノ4裏 G
天平宝字 4・7・22	校生歴名	校生1人を貢上	14-360	続々3ノ4裏 H
天平宝字 4・7・25	東寺経所返収文案	経帙の返上	14-413	続々18ノ6 A⑱
天平宝字 4・7・26	経所解案	仕丁7月の上日報告および8月粮の請求	14-413~	続々18ノ6 A⑲
天平宝字 4・7・26	経所解案	仕丁7月の上日報告および8月粮の請求	14-414~	続々18ノ6 A⑳
天平宝字 4・7・27	写経所牒案	仕丁7月の上日報告および8月粮の請求	14-416~	続々18ノ6 A㉑
天平宝字 4・7・29	経所牒案	上日の報告	14-415	続々18ノ6 A㉒
天平宝字 4・7・29	経所牒案	優婆夷の上日の報告	14-415~	続々18ノ6 A㉓
天平宝字 4・7・30?	造東大寺司解案	年中(3/8/1~4/7/30)行事報告	25-270	続々18ノ6 A㉔
天平宝字 4・8・2	写経所解案	7月雇人功銭の請求	14-417	続々18ノ6 A㉕
天平宝字 4・8?	東寺写経所解案	(後欠)雑物の返上	14-419	続々18ノ6 A㉖
天平宝字 4・12・3	薬師寺三綱牒	称讃浄土経の返還請求	4-454	正集45 I
天平宝字 4・8・1?	安都雄足写経用度注文	称讃経用物・食口の勘注ほかを命令	14-421	続々18ノ7裏 J
天平宝字 5?	写経所解案	奉写称讃浄土経の残物の売却	15-136~	続々2ノ6裏 K
?	吉祥毎過所請雑物解案帳	用物の請求 大和国奉請の称讃経がみえる	16-496~	続別10裏 L

⑦は造東大寺司が阿弥陀浄土画像を内裏に奉請したもの。
③④の造仏と関連するものと考えられ、福山敏男氏も七七
日齋のための奉請とされる。

⑧は「奉写偽讀經所」が経師等の雜器を請求したものの。
経師・校生・装潢ら併せて百十人が従事したことがわかる。

⑨は写經所が七月糧を請求すると共に仕丁四人の六月上
日を報告したもの。六月分であることから関連史料と推定
される。ここに見える四人は⑬から木工所からの出向者と
思われる。なお⑩と関連する。

⑩は写經所が木工所へ出向の仕丁八人の上日を報告した
もの。六月九日あるいは十一日からの出向であるので、日
付から関連史料と推定される。牒という文書形式から木工
所は造東大寺司管下のものと思われるが、他のセクション
からも仕丁が出向したことがわかる。

⑪は造東大寺司が興福寺に「称讚浄土經」二十巻を奉請
したものの。

⑫は写經所が紙打や経師等の供膳に使役した雇人の六月
分功錢を請求したもの。六月分であることから関連史料と
推定される。百三十三人におよぶ雇人が従事したことがわ
かる。

⑬は写經所が布を返上したもの。⑭の布施申請がなされ

た同日、七月十一日であることから関連史料と推定される。

⑭は写經所が七月十一日に「称讚浄土經」千八百巻写經
に従事した経師等の布施を申請したもの。七七日写經が六
月七日の光明子死去即日命じられたことがわかる。

⑮は造東大寺司が造法花寺司に七七日写經經軸を作製す
るためのロクロ工二人を請求したもの。宛名の造法花寺司
に「木工寮」と注することから、このロクロ工は木工寮所
属で、造法花寺司に出向中であつたことがわかる。

⑯は「写称讚浄土經所」が写經料紙を請求したもの。内
史局(図書寮)からの料紙未納分があるため写經が停止し
たことがわかる。

⑰は写經所が仁部(民部)省からの出向者一人の上日を
報告すると共に、帰還させたときの送り状。ここに見える
土師広内は②に経師としてみえる人物で関連史料と推定さ
れる。

⑱は写經所が経帙を返収したものの。七月二十五日とい
う日付から関連史料と推定される。

⑲は写經所が木工所へ出向の仕丁の八月糧を請求すると
共に七月上日を報告したもの。七月分上日であることから
関連史料と推定される。⑳㉑と関連する。

㉒は写經所が仕丁の八月糧を請求すると共に七月上日を

報告したものの。七月分上日であることから関連史料と推定される。

②は写経所が木工所へ出向の仕丁の八月糧を請求すると共に七月上日を報告したものの。七月分上日であることから関連史料と推定される。

③は写経所が造物所に未選一人の上日を報告したものの。牒という文書形式から造物所は造東大寺司管下のものと考えられるが、これも出向者と思われる。

④は写経所が優婆夷一人の上日を報告したものの。上日期間が五月から七月までであることから関連史料と推定される。

⑤は前欠であるが、造東大寺司が天平宝字三年八月一日から同四年七月三十日までの年中の人別の考中行事を報告したものの。ここでは小治田年足の項のみが残存する。七七日写経に関わる記載はみえないが、山本氏の指摘にもあるように、年足の行事中の「令奉写雑經二千五百六十卷」には七七日写経が含まれていると思われる。また年足は関係史料に案主として散見する。

⑥は写経所が紙打や経師等の供膳に使役した雇人の七月分功銭を請求したものの。七月分であることから関連史料と推定される。百三十一人の雇人が従事したことがわかる。

⑦は後欠であるが、写経所が雑物を返上したものの。日付はないが、⑤と同時期と目され、七七日写経終了後の残務処理に関連すると推定される。後述のJの安都雄足による残務処理命令を受け、④にみえる小治田年足あたりが処理したもののか。

B 文部省経師歴名

本史料は続々修37帙9卷裏と同3帙4卷裏に別れて収められるもので、日付から関連史料と推定される。六月八日付で文部(式部)省からの造東大寺司に宛てられた出向リストのようなものと思われる。六月八日の日付から七日の書写命令後ただちに出向の依頼があったものと思われる。

C 大安寺三綱牒

本史料は統修別集11巻に収められるもので、大安寺が六月九日の造東大寺司の依頼を受けて、同日に本経として『称讚浄土経』二巻を送付したときの送り状である。

D 元興寺三綱牒

本史料は統修別集11巻に収められるもので、六月九日に元興寺が造東大寺司に本経として『称讚浄土経』三巻を送

付したときの送り状である。

E 葛木男足状

本史料は続修別集47巻に収められるもので、坤宮官舎人長葛木男足が校生として舎人三人を出向させたときの送り状である。月を欠くが十日の日付およびBの出向者の状況から六月のものと思われる。

F 供奉校生舎人歴名

本史料は続々修3帙4巻裏に収められるもので、校生として舎人二人が出向させられたときの歴名である。七月二十一日の日付から関連史料と推定される。七七日写経も終盤の頃にかかるものである。

G 校生歴名

本史料は続々修3帙4巻裏に収められるもので、七月二十二日の日付から関連史料と推定される。Fを参照すれば、校生として出向させたときの歴名であろう。

H 校生歴名

本史料は続々修3帙4巻裏に収められるもので、七月二

十二日の日付から関連史料と推定される。Fを参照すれば、校生として出向させられたときの歴名であろう。

I 薬師寺三網牒

本史料は正集45巻に収められるもので、十二月三日に薬師寺三網が造東大寺司務所に貸出していた『称讚浄土経』三巻の返却を請求したものである。C・Dを参照すれば、薬師寺からも本経が提供されたといえる。

J 安都雄足写経用度注文

本史料は続々修18帙7巻裏に収められるもので、安都雄足より写経所の案主に宛て指示を与えた書状と考えられる。一日の日付しかなく年月未詳であるが、七七日写経の残務処理を指示したと思われる一条があることから、山本幸男氏の指摘のとおり天平宝字四年八月と考えられる。

K 写経所解案

本史料は続々修2帙6巻裏に収められるもので、写経所が雑物の使用状況を調査した報告書のようなものと思われる。前後欠で日付はみえないが、「去年奉写称讚浄土経」と七七日写経を「去年」とすることから天平宝字五年のも

のと考えられる。

L 吉祥悔過所請雑物解案帳

本史料は続修別集10巻裏に収められるもので、吉祥悔過所が雑物を請求した解案が書かれたものである。日付には天平宝字八年三月十七日が一ヶ所みえる。末尾に「称讚經十卷」を六月十七日に大和国に奉請し、小櫃一合に一巻のみが残っていることを示す記載がみえ、A⑤の天平宝字四年六月十七日の大和国写経所への『称讚浄土經』十巻の奉請を意味すると考えられる。

二 書写の状況

七七日写経は七月二十六日〓光明子の七七日齋に供するために企画された写経事業で、彼女の死去した六月七日に即座に『称讚浄土經』千八百巻の書写が命じられた(A⑭)。それを担当したプロジェクトは「奉写称讚浄土經所」などと呼ばれたが、阿弥陀浄土画像の制作も同時になされたと推定され(A③④⑥⑦)、「奉造経仏像所」とも称されたらしい(A⑥)。

事業開始で既存の職員はさつそく作業にとりかかったとは思われるが、七七日写経が『称讚浄土經』千八百巻、紙

数にして一万八千張に及ぶ大部の書写であり、さらに七月二十六日をタイムリミットとするため、現有職員のみではなしえなかったと想像され、各所からの出向が見受けられることになっていった(B)。十一日には経師六十六人、装潢四人、校生十人の総計八十人が出向しており(A②)、六月二十五日には総数は百十人という大規模な体制となっていた(A⑧)。この間雑用・食事などに従事する仕丁の出向者も続々と参向し(A⑩)、六月十九日には仕丁も二十三人を数えるに至っていた(⑥A)。さらに紙打や経師等の供膳などに従事するため、六月では延べ百三十三人、七月でも延べ百三十一人の雇人が雇用されており(A⑫⑮)、日に平均四〜五人が従事したと思われる。このように七七日写経では写経所職員に員外人員を併せて大規模な写経体制が組まれていった。なお表2は氏名の明らかな七七日写経の従事者を一覧表にしたものである。

さて写経体制の形成と同じく、『称讚浄土經』書写のための本経も迅速に揃えられていった。写経所に保有されるものはもちろん本経に供されたであろうが、大部書写のため諸寺へも本経の借用が造東大寺司から申し入れられていった。早くは大安寺が六月九日に同日付けの造東大寺司の

表2 光明子七七日写経従事者

経 師	秦 真藤, 坂本真島, 辛国千村, 山田浄人, 矢田部布智, 大伴智麻呂, 大狛乎治, 秦 八島, 土師乙足, 文咋麻呂, 土師弟主, 掃守笠麻呂, 倭画師小弓, 檜 河内, 大県道継, 長瀬若麻呂, 安勅月足, 額田部人足, 秦 乳主, 鼻乙麻呂, 狭夜枚徳, 秦久世麻呂, 逢沙牛甘, 雪 浄人, 阿閉広人, 山守豊庭,
校 生	物部塩浪, 県阿理比等, 安宿長麿, 安宿主麻呂, 茨田弟麻呂, 粟田 老, 土師諸君, 新田部伊賀麻呂, 伊勢人麻呂, 坂上東人,
仕 丁	金刺辰万呂, 久米稻人, 秦 入鹿, 佐為古万呂, 秦 国足, 笛吹丈万呂, 金見宮身, 岡田秋万呂, 土師子羊, 宇治部羊, 紀部乙万呂, 土師甥麻呂,
雑 使	上 真人

※従事者で氏名の明らかな者のみを掲げた。

請求に応じて『称讚浄土経』二巻を送付してきており(C)、同じ日に元興寺からも三巻が送られ(D)^⑧、時期は不明だが薬師寺からも三巻が供されていた(E)。また少し日を経た六月二十七日には興福寺から二十巻という多くの『称讚浄土経』が本経として送付されたい(A^⑩)^⑨。

上述の写経体制の形成や本経借用の様子から、ほぼ写経事業が本格的に始動しはじめるのは六月九日頃と考えられ、それ以後、六月、七月とフル回転をして写経がすすめられていったことになる。それではいつ頃まで七七日写経はすすめられたのであろうか。前にも述べたようにこの事業は光明子七七日齋に供される目的をもっているもので、七月二十六日以前には終了したには間違いない。この点について井上薫氏は七月十一日に写経所が七七日写経の布施を申請している(A^⑭)、この時点までには書写が終了したとされている。しかし、山本氏が指摘されたように、七月十四日には写経料紙が内史局(図書寮)より一部届かず経師の書写が停止した状態であり、二千四百五十張の料紙の請求がなされていること(A^⑮)から、七月十一日以前に書写が終了していたとは考えられない。これに関して七月二十日に経師として出向していた土師広内が作業が終わったため本官へ上日報告と共に返向されたときの送り状(A

⑩のようなものがあり、この頃にやっと書写のメドがついたものと思われる。この送り状は、当初、六月十一日から七月二十日までの上日報告のための仁部省宛て写経所移として作成されたものが抹消され、上記のような送り状に変えられたようで、どうやら書写の具合では二十日以降も出向しなげらばならない状態であったと思われる。さらにこの頃書写が終了したことに対応するように七月二十一・二日に校生が新たに送られたらしく(FGH)、この時点で校正と造巻を残すのみとなったと思われる。七月二十五日には、写経所は竹帙二十枚を返却し、錦帙百枚を収納している(A⑧)が、この頃まで造巻にかかったことを示していると思われる。したがって、写経事業はリミットの七月二十六日ぎりぎりまで続いたと考えられる。

なお七月十四日に料紙不足で書写が停止していたわけであるが、写経事業全体がまったく滞ったわけではなく、七月十二日には造東大寺司が經典に付ける軸を製作するため、木工寮所属で造法花寺司に出向していたロクロ工二人を求めており(A⑯)、書写の中断するなかでも造巻の作業が着々とすすめられていたことがわかる。なお経軸の貼り継ぎには、東塔所に残されていた膠七両が充てられている(A⑰)。また写経事業の進行する中で、六月十七日には

大和国写経所へ「称讚浄土経」十巻が貸出されている(A⑤)。「続日本紀」によれば、諸国においても「称讚浄土経」書写が命じられているので、写経所で書写した新写か、借用していた本経の一部が本経として貸出されたことを意味するものと考えられ、諸国における写経の一端を垣間見ることができるといえる。

一方、阿弥陀浄土画像の制作も事業に含まれていたわけであるが、その様子をうかがう史料は乏しく、六月二十四日に二十三日の池上王の宣により写経所が「阿弥陀浄土一鋪六幅者」を内裏に奉請したことのみがみえる(A⑦)。これが写経所から内裏への送付なのか、請求なのか、また、その画像が写経所で制作されたものか、制作の手本なのかなど、いずれにもわかには知りえない。しかし、造仏をうかがわせる「奉造経仏像所」というものが六月十九日にみえること(A⑥)で、造仏は写経より少し遅れて二十日前後に作業が進みはじめたのではないだろうか。そう推定すると、本史料の六月二十四日という日付から、その画像が造仏の手本となったものではないかと考える。なお天平勝宝六年(七五四)閏十月十九日付外島院牒によれば、外島院が造東大寺司に対して「阿弥陀浄土一鋪」を請求しており、それには「大唐和上進内紫帳金墨像」と注され、鑑真

が将来し、内裏に進められた画像であることがわかる。この時は、内裏に進められたものが借用か何かで造東大寺司に送られていたため、外鳥院は造東大寺司に宛てて請求したものと思われる。上述のように史料にみえる画像が手本であるとするならば、この鑑真将来画像である可能性が考えられよう。

三 写経の意義

七七日写経の意義とはなんであったのだろうか。もちろん光明子七七日齋のためではあったが、その背景には他の大部な写経事業がそうであったように政治的な背景があるものと思われる。これについて、山本氏は、企画者を藤原仲麻呂とされ、自らの後盾であった光明子に関わる仏事を執行することで、彼の政権が光明子死後も十全に保たれるといった政治的思惑が介在していたとされている。そして、さらに七七日写経の成功は仲麻呂をして光明子周忌齋のための一切経書写を計画、実行させていったと指摘されている^⑫。山本氏の指摘はまったく肯定しうるものであるが、ここではその政治的背景にも関係すると思われる經典選択の問題を考えてみたい。

七七日写経で書写対象とされた『称讚浄土経』は玄奘の

訳出した漢訳經典である。玄奘は、よく知られているように仏典を求めて天竺に赴き、多くの梵本を唐に将来した三藏法師である。帰国した彼は翻訳事業にとりかかったが、その訳出態度は、原典に忠実であることを目指し、直訳的な傾向が強いため、文章としてはこなれていない面があるとされる^⑬。とはいえ『称讚浄土経』が浄土經典であり、光明子の死後に住すべき極楽および阿弥陀仏の功德を讚歎するものとして、七七日齋に供するにもっともふさわしい經典の一つといえよう。ところがこれには同本異訳の『阿弥陀経』も存在している。

『阿弥陀経』は、鳩摩羅什が訳出した漢訳經典で、現在、浄土三部經の一つとして浄土教の正依の經典として広く流布しており、『称讚浄土経』以前の訳出にかかるものである。しかも上述のごとく玄奘訳が直訳的であるのに対して、羅什訳は簡潔、流暢で文章としてもすぐれたものと思われ、それは羅什訳が書写に際して料紙五紙を基準としたのに対して、玄奘訳がそれに倍する十紙を基準としたことからもうかがえよう。それでは、何故、經典として整った羅什訳ではなく、むしろ難のある玄奘訳が用いられたのであろうか。井上氏はこの点について「称讚浄土経は阿弥陀経の異訳で、玄奘によって訳され、奈良時代には法相宗がさかん

表3 称讚浄土経関係史料

日付	史料名	出典	
天平14・3・28項	一切経経生等手実案文	8—6~	続々1ノ1
天平15・3・3項	写一切経所請経帳	8—166~	続々3ノ2
天平15・5・17以降?	経巻納櫃帳	7—216	続後23
天平15類収	写経目録	24—256	続々42ノ2裏
天平17類収	優婆塞貢進文?	24—304	続々27ノ5裏
天平18・6・27項	後写一切経校帳	24—334	続々26ノ6
天平18?	送書并請経勘検継文	24—390	正集45裏
天平勝宝3類収	写書布施勘定帳	12—69	続々13ノ7
天平勝宝3類収	写書布施勘定帳	12—109	続々13ノ1
天平勝宝4類収	応写経目録	12—208~	続々14ノ3
天平神護3・2・8	造東寺司移	17—28	続々17ノ6
天平神護3類収	一切経本目録	17—61	続後27
宝亀2・3・19項	奉写一切経経師帙上手実帳	18—38	続々20ノ2
宝亀2?・4・2項	奉写一切経経師請筆墨手実帳	18—127~	続々29ノ2
宝亀3類収	奉写大乘経律論目録	21—83	塵芥30
宝亀5類収	雑経目録	23—145	続々12ノ8
宝亀6・5・24項	奉写一切経経師帙上手実帳	23—380	続々22ノ3

※光明子七七日写経を除く。

であった関係から、旧訳にかわりおこなわれていた¹⁵⁾と明されている。氏が法相宗に留意されたのは興味深いが、さかんに当時おこなわれたかというところでもなさそうである。表3は、正倉院文書の中で、七七日写経を除いた『称讚浄土経』関係史料を一覧にしたものである。これらの多くは一切経の一具と思われ、間写経の事例も少ないようであるので、奈良時代にそれほど流布した經典ではなかったと思われるのである。經典の内容ではない点で両者が選択されたと考えるしかないであろう。そこで問題にしたのは訳者の仏教における立場である。

『称讚浄土経』の訳者玄奘は長安の大慈恩寺に上座として迎えられるが、大慈恩寺ではのち玄奘に師事した慈恩大師窺基を輩出しており、彼は日本の法相宗の模範とされている¹⁶⁾。一方、鳩摩羅什は初め阿毘達磨仏教を学んだが、のち大乘仏教に転じて特に三論宗の正依仏典の一つ竜樹の『中論』などを基本的文献とする中観派の諸論を研究し、多くの三論系の仏典を漢訳している。つまり玄奘が法相系、羅什が三論系ということが出来る。南都の仏教界においてもこのような見方がなされていたと思われる。したがって、七七日写経においては法相系の浄土經典が選択されたことになる。この点で上述の井上氏の指摘は興味深いといえよ

う。また藤原仲麻呂の仏教政策のブレインが藤原氏の氏寺興福寺の慈訓であったことからすると、仲麻呂の七七日写経計画の中で、慈訓あたりが法相系の『称讚浄土経』を推奨したのではないかと考えるのである。なお上述の本経奉請に際して興福寺が二十巻と最も多くの部数を送付したことも、慈訓の住した法相系の興福寺の影響力がうかがえるといえよう。

ところで七七日写経は、平城京では造東大寺司写経所において千八百巻が書写されたが、『続日本紀』が示すように諸国においても僧尼の数だけが書写されており、その総数は膨大なものになったに違いない。したがって、その遺巻が現存している可能性が多いにあるものと考ええる。そこで注意したいのが須田春子氏も示唆された「中将姫願経」あるいは「興福寺尼経」と呼ばれる『称讚浄土経』の古写経群である。

「中将姫願経」については、当麻曼荼羅の由来を記した『当麻曼荼羅縁起絵巻』に曼荼羅本願尼の横佩大納言の女が『称讚浄土経』千巻を書写したことを載せ、彼女はのち藤原豊成の女、中将姫とされるようになり、この伝承より当麻寺中之院所蔵をはじめいく巻かの『称讚浄土経』がどのように称されるようになったものである。また「興福寺

尼経」とは多少線に柔弱な点がみられる古写経が俗にこのように称されるようになったものという^⑩。つまり、奈良朝写経の『称讚浄土経』が後世の人によって上述の伝承を背景としてそれぞれ呼称されるようになったものといえよう。したがって、これらの中に光明子七七日齋に供された『称讚浄土経』が多く含まれているものと考えるのである。

おわりに

光明子七七日齋に供されるため書写された七七日写経について、関連史料の整理および書写事業の概観を行ない、最後にこの写経事業の意義について若干論及した。その結果、写経事業は、藤原仲麻呂による極めて政治的意味をもつものと推定され、さらに書写經典の選択の背景にも仲麻呂の仏教政策のブレインと思われる慈訓の関与が見受けられる。当時、法相宗と三論宗は教義的にはもちろん、政治的にも対立が考えられ^⑪、その一端を垣間見るものといえよう。

本稿のねらいは奈良時代の阿弥陀信仰を考える一助とすべきものであったが、それが果たしえたかどうか誠に心許ない。今後、ここでは十分に言及できなかった阿弥陀浄土画像の問題など阿弥陀信仰に関連する諸事象を逐一検討す

ること、少しでも当初の目的を果たすよう考えていきたく
 と思う。

註

- ① 光明子については林陸朗『光明皇后』（吉川弘文館、一九六一年）などを参照。
- ② 井上薫「写経事業の展開」（同氏『奈良朝仏教史の研究』所収、吉川弘文館、一九六六年）、山本幸男「天平宝字四—五年における一切経の書写—関係史料の整理と全体像の検討—」上・下（『南都仏教』五九・六〇、一九八八年）などがある。井上・山本両氏の見解は、特に断らないかぎり上記論文による。
- ③ 『続日本紀』天平宝字五年六月庚申条。
- ④ 出典覧の「14—1383—」および「続々18ノ6」は、『大日本古文书』の巻数頁、正倉院文書の種別帙巻を示す。
- ⑤ 文部省は式部省のことで、藤原仲麻呂による官号改易（『続日本紀』天平宝字二年八月甲子条）によるものである。以下の官号も同じ。
- ⑥ 福山敏男「奈良時代に於ける法華寺の造宮」（同氏『日本建築史の研究』所収、桑名文星堂、一九四三年）。
- ⑦ 天平宝字年間の写経所職員については山本幸男「天平宝字年間における経師・装潢・校生の動向—一覧表の提示—」（『相愛大学論集』一一、一九九五年）がある。
- ⑧ 写経所が実際には受け取ったのは二巻であったらしく、
- ⑨ 「讀了二卷 知小治田案主」などの追筆がある。
- ⑩ この史料は本文のごとく興福寺からの本経の送付ととるほか、逆に造東大寺司からの送付ともとれる。後者の理解ならば、新写を送付したと思われ、六月二十七日が光明子の三七日にあたっていることから、法会に関わるものかもしれない。
- ⑪ 13—111— 続々2ノ10。
- ⑫ 外島院については拙稿「法華寺の三『嶋』院について」（『大谷学報』七一ノ四、一九九二年）を参照。
- ⑬ 山本前掲論文（註②参照）、同氏「光明皇太后崩後の藤原仲麻呂政権—周忌斎一切経書写事業の検討を通して—」（直木孝次郎先生古稀記念『古代史論集』中所収、塙書房、一九八八年）。
- ⑭ 以下、羅什と玄奘の訳経については宇井伯寿「支那仏教史」（岩波書店、一九三六年）による。
- ⑮ 『開元釈教録』巻十九の記載による。
- ⑯ 井上前掲論文、註②参照。
- ⑰ 井上光貞「東域伝灯目錄より見たる奈良時代僧侶の学問」（『史学雑誌』五七ノ三・四、一九四八年、のち同氏『日本古代思想史の研究』△岩波書店、一九八二年▽所収、さらに『井上光貞著作集』二△岩波書店、一九八六年▽所収）。
- ⑱ 佐久間竜「慈訓」（原題「慈訓について」△『仏教史学』六ノ四、一九五七年▽、のち同氏『日本古代僧伝の研究』所収、吉川弘文館、一九八三年）。
- ⑲ 須田春子「天平後宮の唐仏教受容」『尼寺・尼僧とその教

学」(同氏『律令制女性史研究』所収、千代田書房、一九七八年)。

⑱ 田中槐堂『古写経綜覧』(鵬故郷舎、一九四二年)。

⑳ 拙稿「天平宝字二年の写経―慈訓と慶俊をめぐって―」(堅田修編『日本史における社会と宗教』所収、文栄堂書店、一九九一年)。

附記

本稿は一九九五年度文部省科学研究費(奨励研究(A))および一九九五年度大谷大学真宗総合研究所一般研究(個人研究)による研究成果の一部である。

(本学専任講師・国史学)